

健やか親子21シンボルマーク使用規程

平成 22 年 4 月 30 日
健やか親子21推進協議会
厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

1. 使用の趣旨

健やか親子21の普及啓発に資するために使用するものとする。

2. 使用の範囲

- (1) 厚生労働省が健やか親子21に関する普及啓発のため作成する以下のもの
 - ア ポスター
 - イパンフレット
 - ウ シール
 - エ 健やか親子21ホームページ
 - オ その他普及啓発のためのもの
- (2) 地方公共団体及び健やか親子21推進協議会参加団体が健やか親子21に関わる普及啓発に活用するもの
- (3) 上記(2)以外の団体であって、健やか親子21の趣旨を踏まえた活動をしているものが、その普及啓発に活用するもの

3. 使用期限

健やか親子21の計画期間とする。

4. 使用基準

- (1) 地方公共団体及び健やか親子21推進協議会参加団体等が行う「健やか親子21」に関する普及啓発に活用しようとするもので、次の条件をすべて満たす場合に使用することができるものとする。
 - ① 健やか親子21の普及啓発に資するものであること。
 - ② 子育てに関する環境整備に資するものであること。
 - ③ 広く一般を対象とした事業であること。
 - ④ 営利を目的としないこと。
 - ⑤ 特定の企業、商品の宣伝等に使用されるものではないこと。
- (2) 「2. 使用の範囲(3)」に該当する団体が健やか親子21シンボルマークを使用する際には、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課に対し申請しなければならない。申請時に団体の活動内容、組織についての詳細を併せて提出するものとし、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課において使用の許可について審査、判断するものとする。
- (3) シンボルマークを使用する際、カラーで使用する場合は、色は変えないこと。ただし、カラーが不適當な場合は、モノクロの使用も可能とする。
また、原則として「健やか親子21」公式ホームページアドレス <http://rhino.med.yamanashi.ac.jp/sukoyaka/> を掲載すること。

5. その他

この規程は平成22年4月30日から施行する。